



千建連発第 50 号
令和 3 年 8 月 3 日

各構成団体の長 様

千葉県建設産業団体連合会
会長 高橋 順一
(公印省略)

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

標記について、(一社)全国建設産業団体連合会を通じ、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より、別添のとおり通知がありました。

詳細につきましては、別添の内容をご確認いただき、貴団体会員に対して周知していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第3版）については、国土交通省のホームページにて掲載されていることを申し添えます。

記

◆発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第3版）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

以上

国不建推第19号

令和3年7月30日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならぬものであり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。)を策定し、その周知に努めてきたところです。

今般、中小企業庁及び公正取引委員会が行った「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日 20210322 中庁第2号・公取企第25号)において、支払条件の改善に向け、手形サイトの短縮化や割引料等のコストを示すこと等が見直されたことから、「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月策定)のほか、受発注者ガイドラインについても所要の改訂を行いました。

貴団体におかれましては、受発注者ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対し、その周知と適正な契約締結及びその履行が徹底されるようよろしくお願

いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願ひします。

なお、受発注者ガイドラインは、国土交通省のホームページ
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html) に掲載しています。

発注者・受注者間ににおける建設業法令遵守ガイドライン改訂
新旧対照表

(赤色傍線部分は変更部分)

改 正 (令和3年7月)	現 行 (令和2年9月)	備 考
はじめに	はじめに	<p>発注者と受注者との間の契約は建設生産システムのスタートとして位置付けられるものです。両者の間の契約の適正化を図ることには、元請下請間の契約全體について当事者が対等な立場に立つてそれを認めることと、役割の分担を明確化することを促進するとともに、適正な施工の確保にも資するものであり、ひいては発注者等の最終消費者の利益にもつながるものである。また、建設業は現在、若年入職者の減少や就業者の高齢化が進行するなどの構造的な問題に直面しており、処遇改善等を通じて、建設業への若年層の入職を促進させることができます。そのためには、職人の処遇改善、社会保険の加入確認などの現場の生産性向上を図る建設キャリアアップシステムを普及させていくことが必要です。</p> <p>発注者と受注者との間の契約は建設生産システムのスタートとしては、元請下請間の契約全體について当事者が対等な立場に立つてそれを認めることと、役割の分担を明確化することを促進するとともに、適正な施工の確保にも資するものであり、ひいては発注者等の最終消費者の利益にもつながるものである。また、建設業は現在、若年入職者の減少や就業者の高齢化が進行するなどの構造的な問題に直面しており、処遇改善等を通じて、建設業への若年層の入職を促進させることができます。そのためには、職人の処遇改善、社会保険の加入確認などの現場の生産性向上を図る建設キャリアアップシステムを普及させていくことが必要です。</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）においては、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合には、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げおそれがあります。法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものです。</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）においては、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合には、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げおそれがあります。法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものです。</p> <p>こうした観点から、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に關し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るためにの対策とし</p>

て、受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの早期策定及びその活用の必要性が指摘され、平成23年6月に建設産業戦略会議がとりまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」においてもその旨が盛り込まれたことを受け、発注者と受注者の間に取引において、必ずしも十分に徹底されることをめざすとしている。建設業法によると、受発注者はどのようない法条を中心とした、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間ににおける建設業法令遵守ガイドライン」を平成23年8月に策定し、必要に応じて、適宜改訂を行うこととしています。

本ガイドラインの活用により、発注者と受注者の間の契約の適正化がより一層促進されるとともに、元請下請間の契約の適正化を図るために平成19年6月に平成19年6月に策定し、今般、併せて改訂した「建設業法令遵守ガイドライン」も併せて活用することにより、建設業における契約全体の適正化が促進されることが期待されます。

(略)

1. 支払 (建設業法第24条の3第2項、第24条の6)
2. 支払 (建設業法第24条の3第2項、第24条の6)

【望ましくない行為事例】

- ① 請負契約に基づく工事目的物が完成し、引渡し終了後、発注者に対し、速やかに請負代金を支払わない場合
- ② 発注者が、請負代金支払の大部分を手形払いでの場合は、発注者が、手形期間の長い手形により請負代金の支払を行つた場合

上記①から③のケースは、いずれも発注者が受注者による建設業法第24条の6違反の行為を誘発するおそれがあり、望ましくない。

(1)・(2) (略)

て、受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの早期策定及びその活用の必要性が指摘され、平成23年6月に建設産業戦略会議がとりまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」においてもその旨が盛り込まれたことを受け、発注者と受注者の間に取引において、必ずしも十分に徹底されることをめざすとしている。建設業法によると、受発注者はどのようない法条を中心とした、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間ににおける建設業法令遵守ガイドライン」を平成23年8月に策定したところですが、今般、令和2年10月1日施行の改正建設業法を踏まえた改訂を行いました。

本ガイドラインの活用により、発注者と受注者の間の契約の適正化がより一層促進されるとともに、元請下請間の契約の適正化を図るために平成19年6月に策定し、今般、併せて改訂した「建設業法令遵守ガイドライン」も併せて活用することにより、建設業における契約全体の適正化が促進されることが期待されます。

(略)

1. ~7. (略)
8. 支払 (建設業法第24条の3第2項、第24条の6)

【望ましくない行為事例】

- ① 請負契約に基づく工事目的物が完成し、引渡し終了後、発注者が受注者に対し、速やかに請負代金を支払わない場合
- ② 発注者が、請負代金支払の大部分を手形払いでの場合は、発注者が、手形期間の長い手形により請負代金の支払を行つた場合

上記①から③のケースは、いずれも発注者が受注者による建設業法第24条の6違反の行為を誘発するおそれがあり、望ましくない。

(1)・(2) (略)

(3) 請負代金を手形で支払う場合の留意事項
建設業法第24条の3第2項では、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないとされている。

また、建設業法第24条の6第3項では、受注者が特定建設業者であり下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請代金の支払いに当たつて一般的の金融機関による割引を受けることが困難であると認められると認めた割引が120日超の長期手形)を交付してはならないとされている。発注者から受注者への支払方法は、元請下請間の支払に実質的な影響を与えることから、発注者は、上記の趣旨を踏まえ、受注者に対する請負代金の支払は、できる限り現金によることが望ましく、手形で支払う場合にも、長期手形を交付することがないようにすることが望ましい。

また、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。)において、次のことおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、「建設法令遵守ガイドライン」(令和3年7月)において、元請負人はこの点についても留意しなければならないとされていることについても併せて留意することが望ましい。

参考

○下請代金の支払手段について(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)
(略)

記

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現

(3) 請負代金を手形で支払う場合の留意事項

建設業法第24条の3第2項では、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないとされている。

また、建設業法第24条の6第3項では、受注者が特定建設業者であり下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請代金の支払いに当たつて一般的の金融機関による割引を受けることが困難であると認められると認めた割引が120日超の長期手形)を交付してはならないとされている。発注者から受注者への支払方法は、元請下請間の支払に実質的な影響を与えないことから、発注者は、上記の趣旨を踏まえ、受注者に対する請負代金の支払は、できる限り現金によることが望ましく、手形で支払う場合にも、長期手形を交付することがないようにすることが望ましい。

また、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。)において、次のことおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、「建設法令遵守ガイドライン」(令和3年7月)において、元請負人はこの点についても留意しなければならないとされていることについても併せて留意することが望ましい。

(新設)

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にか

金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
※

3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。
※ 割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどにより把握する方法が考えられる。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）」において、約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することとされていることを踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全體で、約束手形の利用の廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めよう努めることが重要であることについても留意しなければならない。

9. (略)

とされていることについても併せて留意することが望ましい。

かる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。

3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

(新設)

(新設)